

佐賀東部水道企業団・佐賀市上下水道局  
上下水道料金システム及び公営企業会計システム  
共同利用事業構築業務仕様書

## 佐賀東部水道企業団・佐賀市上下水道局上下水道料金システム 及び公営企業会計システム共同利用事業構築業務仕様書

### 1 業務の目的及び概要

佐賀東部水道企業団・佐賀市上下水道局上下水道料金システム及び公営企業会計システム共同利用事業構築業務(以下「本業務」という。)は、佐賀東部水道企業団及び佐賀市上下水道局(以下「両事業体」という。)において共同利用し、上下水道料金及び滞納管理業務、会計業務の効率化及び適切な経営を支援する上下水道料金システム及び公営企業会計システム(以下「本システム」という。)の構築、運用保守を行う業務である。

今回構築するシステムはデータセンター事業者が提供するプライベートクラウド環境上にシステムを構築し、長期にわたるITコストの抑制と安定的なシステム運営を実現するものであり、構築する新システムはIP-VPN方式と同等のセキュリティを有する方式とする。

本業務は両事業体共同で本システムの構築及び運用保守を行い、それぞれが費用負担をするため、両事業体の費用負担構成を明確化すること。

なお、本システム構築完了後、両事業体以外の事業体から共同運用の申し出があった場合は対応可能なシステムとすること。ただし、対応するための費用は、この業務に含めないものとする。

### 2 遵守事項

本システム一式の発注を受けた者(以下「受注者」という。)は、本業務の履行にあたっては、本仕様書、地方公営企業法、同法施行令、同法施行規則、その他の関係法令・通達、両事業体の条例及び規則、規程、セキュリティポリシー等を遵守するとともに、佐賀東部水道企業団の指定する職員の指揮監督に従い、誠実に行わなければならない。

また、本業務の従事者は、公営企業会計、情報処理の各々について、専門的な知識と経験を有する担当者により構成するものとし、秩序正しく業務を行わなければならない。

### 3 業務の範囲

本業務は以下の業務を委託するものとする。

#### システム構築業務

- ① 本システムの構築業務(カスタマイズプログラムの作成を含む)
- ② 本システムを利用するための拠点間(両事業体、データセンター、受注者事務所)のネットワーク構築、データセンターにおける仮想環境構築及びインターネット回線の調達
- ③ 本システムへの旧システムからのデータ移行業務
- ④ 本システムを利用するための研修業務

#### システム運用保守業務

- ① 本システム(パッケージ、データセンター、インターネット回線利用及び保守を含む)の運用保守業務

- ② 出力帳票の様式・印字調整
- ③ 金融機関等とのデータ授受・読取テスト等、各種調整(キャッシュレス決済・コンビニエンスストア収納含む)
- ④ その他関連する業務

※システム保守運用業務③については上下水道料金システムのみに対応を想定している。

#### 4 契約期間

契約期間は、以下のとおりとする。

- ① システム構築業務:契約日から令和5年9月30日

令和5年10月より本稼働とするが、十分なテスト期間を設け検証を行うこと。予算の要求にかかわる機能については、令和5年8月までに構築することとする。

なお、システム構築業務完了までの期間の運用保守及びデータセンター利用料、インターネット回線利用料は本業務に含める。

- ② システム運用保守業務:令和5年10月1日から令和10年9月30日(契約は別途)。

②については、協議の上SLA(Service Level Agreement(サービス品質保証))の締結を想定している。

#### 5 プロジェクト管理

- (1) プロジェクト計画書の策定

受注者は、プロジェクトの着手に当たって、プロジェクト方針、体制、工程、スケジュール、プロジェクト管理方法等を記述した「プロジェクト計画書」を作成すること。

- (2) プロジェクト管理

両事業者及び、受注者双方が合意した日程で定例会議を開催し、プロジェクトの進捗状況を報告すること。また、「議事録」を作成し提出すること。

- (3) プロジェクト実施体制

スケジュールを遵守でき、構築するシステムの品質が守れるよう十分な体制を整えること。受注者は本業務に取り組む体制を明らかにし、各担当者の本業務に関連したプロジェクトの実績及び所有資格を示すこと。

また、メンバーには、以下の役割を持つメンバーを配置すること。

- ・プロジェクト責任者

発注者との総合窓口となり、プロジェクトの管理を行う。

- ・品質管理責任者

プロジェクトの全工程において、品質のチェックを行いながら品質レベルを維持する。

6 現在の業務状況(令和2年度:年間実績)

<水道料金業務概要>

	佐賀東部水道企業団	佐賀市上下水道局
給水人口	113,983 人	197,157 人
給水戸数	45,030 戸	97,657 戸
開栓／閉栓件数	3,963 件／3,620 件	13,917 件／12,595 件
検針件数	284,308 件	582,763 件
上水調定件数	269,575 件	546,006 件
下水調定件数	154,489 件	479,358 件
取扱金融機関数	12 機関	19 機関
コンビニ収納代行業者	株式会社電算システム	株式会社 NTT データ
収納件数	口座振替: 209,227 件 納付制: 50,399 件	口座振替: 433,545 件 納付制: 117,305 件
納入通知書発行数	約 50,390 件	約 93,949 件
督促状発行数	約 14,188 件	約 30,646 件
給水停止執行件数	約 153 件	約 1,716 件
上水／下水不納欠損執行件数	61 件／73 件	433 件／420 件
メーター取替件数	5,249 件	10,819 件

<水道料金業務運用スケジュール>

	佐賀東部水道企業団	佐賀市上下水道局
検針サイクル	奇数月地区、偶数月地区による隔月検針。	奇数月地区、偶数月地区による隔月検針
請求方式	納入通知書、口座振替	納入通知書、口座振替
検針期間	1 日から 10 日までの 10 日間	2 日から 20 日までの 19 日間

定例調定日	15日	月末営業日前日
納付書作成	15日	月末
口座振替日	27日、再振替14日	10日、再振替25日

<企業会計業務概要>

	佐賀東部水道企業団	佐賀市上下水道局
会計	用水供給事業会計 水道事業会計	水道事業会計 工業用水道事業会計 下水道事業会計 (公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、市営浄化槽)
伝票関係		
年間登録件数	約18,000件	約21,000件
固定資産関係		
年間登録件数	約100件	約200件
企業債管理関係		
年間登録件数	約1件	約10件
契約管理 契約関係		
年間登録件数	約300件	約800件

7 本システムの機能

- (1) 本システムは両事業体が各々整備したインターネットに接続されたネットワーク上で、上下水道料金システム及び公営企業会計システムを運用できるものとする。
- (2) パッケージシステムに関しては、受注者が自ら調達し、自らがサポート可能なこと。
- (3) 上下水道料金システムについては上下水道料金調定業務及び滞納管理業務を一体的に行い、詳細については別紙「佐賀東部水道企業団・佐賀市上下水道局上下水道料金システム機能要件書」の内容を達成できるシステムを構築するものとする。

- (4) 公営企業会計システムについては財務会計機能と公会計機能を一体的に行い、詳細については別紙「佐賀東部水道企業団・佐賀市上下水道局公営企業会計システム機能要件書」の内容を達成できるシステムを構築するものとする。
- (5) 納付書については、指定するレイアウトどおりカスタマイズを行うこと。
- (6) 公営企業会計システムについては、DIRインフォメーションシステムズ社製の人事給与システム「LAPIS」との連携を可能なものとし、人事給与システムのフォーマットに合わせて取り込みができるようカスタマイズを行うこと。なお、それにかかる費用は受注者の負担とする。
- (7) 上下水道料金システムと公営企業会計システムとのデータ連携が可能であること。
- (8) 両事業体が所有又は別途調達予定の、イースト社製のデータ検索及び更新アプリケーションである「SkyLink」との連携ができること。
- また、現システムで構築した条件を引き継ぎ、構築業務完了時には使用可能な状態にすること。
- (9) 両事業体のホームページにおける、Web 受付の CSV データについて、システムに読み込みデータに反映できること。
- (10) 本システムを導入するにあたり、両事業体の既存の運用と分析を行い、乖離が発生する場合には両事業体と相談の上その乖離を解消すること。なお、それにかかる費用は受注者の負担とする。
- (11) 本システムは、複数のクライアントパソコンによる同時操作を可能なものとし、上下水道料金システムへの同時アクセス数は、佐賀東部水道企業団 29 ライセンス、佐賀市上下水道局 34 ライセンスとし、公営企業会計システムへの同時アクセス数は、佐賀東部水道企業団 10 ライセンス、佐賀市上下水道局 23 ライセンスとする。

なお、上下水道料金システムおよび公営企業会計システムを共通のクライアントパソコンで使用できるものとし、今後利用台数が増えた場合にも対応できること。

また、サブシステムが必要な場合のライセンス数は次のとおりとする。

<サブシステム同時アクセスライセンス数>

サブシステム名	佐賀東部水道企業団	佐賀市上下水道局
予算編成処理	10	23
固定資産処理	2	2
貯蔵品処理	2	2
企業債処理	1	1
決算統計処理	1	2
契約処理	5	23

## 8 システム要件

### (1) 共通事項

データセンターを利用した Web 版のシステムとし、別紙「佐賀東部水道企業団・佐賀市上下水道局上下水道料金システム機能要件書」、「佐賀東部水道企業団・佐賀市上下水道局公営企業会計システム機能要件書」の内容をすべて満たすこと。要件を満たせない場合にはカスタマイズを行い対応し、その経費は本見積額に含めること。

### (2) 料金体系

#### ①佐賀東部水道企業団

佐賀東部水道企業団水道事業給水条例及び佐賀東部水道企業団水道事業給水条例施行規程、佐賀市下水道条例及び佐賀市下水道条例施行規程、佐賀市農業集落排水処理施設条例及び佐賀市農業集落排水処理施設条例施行規程、佐賀市市営浄化槽条例及び佐賀市市営浄化槽条例施行規程、神崎市公共下水道条例及び神崎市公共下水道条例施行規則、神崎市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例及び神崎市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例施行規則、吉野ヶ里町下水道条例及び吉野ヶ里町下水道条例施行規則、吉野ヶ里町農業集落排水処理施設条例及び吉野ヶ里町農業集落排水処理施設条例施行規則、基山町公共下水道条例及び基山町公共下水道条例施行規則、上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例それぞれに定める料金とする。

#### ②佐賀市上下水道局

佐賀市水道事業給水条例及び佐賀市水道事業給水条例施行規程、佐賀市工業用水道事業給水条例及び佐賀市工業用水道事業給水条例施行規程、佐賀市下水道条例及び佐賀市下水道条例施行規程、佐賀市農業集落排水処理施設条例及び佐賀市農業集落排水処理施設条例施行規程、佐賀市市営浄化槽条例及び佐賀市市営浄化槽条例施行規程それぞれに定める料金とする。

### (3) データ移行

現システムのデータを本システムへ移行するにあたり必要となるデータの抽出は、現システムの受託者が行い、CSV形式のデータを発注者が提供する。受注者はデータ(ファイルレイアウトは移行元システム業者指定のものとする)を基に本システムを構築すること。提供を受けたデータを本システムに取り込むにあたり、必要な費用は本見積に含めること。なお、現行システムは上下水道料金システムについてはフューチャーイン社製の「Wing」、公営企業会計システムについてはフューチャーイン社製の「AMAS」である。

<上下水道料金システム移行対象件数>

	佐賀東部水道企業団	佐賀市上下水道局
水栓データ	約 74,000 件(すべて)	約 122,000 件(すべて)
使用者データ	約 168,000 件(すべて)	約 400,000 件(すべて)
調定データ	約 4,587,000 件(10 年間)	約 10,150,000 件(10 年間)
収納データ	約 4,531,000 件(10 年間)	約 10,200,000 件(10 年間)
還付データ	約 1,000 件(すべて)	約 10,000 件(すべて)
充当データ	約 2,300 件(すべて)	約 700 件(すべて)
メモデータ	約 36,100 件(すべて)	約 1,100,000 件(すべて)
滞納メモデータ	-	約 300,000 件(すべて)

<企業会計システム移行対象件数>

	佐賀東部水道企業団	佐賀市上下水道局
取引先データ	約 800 件	約 4,000 件
科目及び会計科目データの全データ		
金融機関データ(全国銀行協会の最新データとする)		
伝票関係	平成 30 年～令和 4 年分 約 90, 000 件 令和 5 年度分 4 月から本稼働までの すべて	令和 2 年～令和 4 年分 約 63, 000 件 令和 5 年度分 4 月から本稼働までの すべて
固定資産関係	約 6,500 件	約 16,000 件
企業債管理関係	約 300 件	約 500 件
貯蔵品関係	約 1,000 件	約 300 件
契約管理登録事業者数	約 600 件	約 8,000 件
契約管理契約件数	約 2,600 件	約 2,800 件

データ移行の範囲は上記のとおりとするが、伝票関係のデータ内容については、現在の各伝票項目全てとし、本システムにて全て参照及び修正できるようにすること。なお伝票内への表示項目については、別紙「佐賀東部水道企業団・佐賀市上下水道局公営企業会計システム機能要件書」のとおりとし、十分協議のうえ実施するものとする。

(4) 外字ファイル同定作業

発注者と十分協議のうえ実施するものとする。

(5) 研修業務

研修の内容は以下のとおりとし、必要な両事業体の職員が参加できるよう、各研修を両事業体 2 回ずつ、計 4 回実施する。

① 導入システムの操作にかかる研修

- ・上下水道料金システムの操作に係る研修
- ・ハンディターミナルの操作に係る研修
- ・予算編成及び予算書作成の操作に係る研修
- ・予算執行関係の操作に係る研修
- ・決算統計処理、消費税計算関連業務に係る研修
- ・貯蔵品処理の操作に係る研修
- ・固定資産処理の操作に係る研修
- ・企業債処理の操作に係る研修
- ・契約処理の操作に係る研修

※サブシステム以外のシステムがある場合は当該システムを含む研修とすること。

② システムマスタ関連の作成に係る研修

(6) 運用・保守業務

受注者は、本仕様書の要件を満たす品質・性能等を継続して提供するために、システム更新及びバージョンアップを行い、正常な稼働を保証すること。

- ① 本システムは、システムにアクセスするシステム利用者、システム管理者、システム運用要員及びシステム保守要員が用いるアカウントの管理(登録、更新、削除等)を行うための機能を有し、両事業体以外(サポート環境を除く)からのアクセスを不可能とすること。また、24 時間 365 日(メンテナンス及びバックアップ時間を除く)稼働できるとし、基本稼働時間は平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。
- ② システムの利用記録、例外事象の発生に関するログを取得すること。また、十分なストレージ容量を確保し、またはメディアマネジメントを導入し、取得したログを契約期間保管すること。また、ログに記録される時刻にずれが生じないよう、システム内の機器の時刻を同期する機能を備えること。
- ③ 稼働ログの取得ができ、ユーザごとの操作履歴情報を保持するシステムであること。
- ④ システムバージョンアップ等の作業はシステムの運用に支障のないよう両事業体と協議の上決定すること。

- ⑤ ソフトウェア保守について、法・制度改正、元号変更等の更新は本システムの運用保守費用の範囲内で対応すること。なお、通常の保守では更新できない大幅な変更が必要となった場合は別途協議するものとする。
- ⑥ システムの改修を行った場合は、テスト環境を準備し十分検収を行い、システム運用に支障をきたさないよう改修プログラムのリリースを行うこと。
- ⑦ 導入時だけでなく、希望した場合は人事異動時により新たに担当となった職員にも操作研修を行うこと。
- ⑧ システムの操作方法を解説したマニュアルを提供すること。
- ⑨ 両事業体からの問合せは、電話または電子メールで行うこととする。なお、システム障害を含む緊急を要する問合せに対しては早急にサーバーへのリモートサポートにより対応し、必要に応じて現地訪問し対応すること。
- ⑩ システム導入時、運用時のサポートは可能な限り同一SEが一貫して担当すること。
- ⑪ 通信基盤及び本システムに関する窓口を一本化し、障害切分(保守対応)についても、受注者が窓口となり、両事業体からの連絡等の一本化がはかれること。
- ⑫ 両事業体の要望に応じて、予算時期や決算時期に両事業体に直接訪問し、予算・決算支援業務を行う体制が構築できること。

## 9 ネットワーク設定変更作業

両事業体の庁舎内及び庁舎間のネットワーク運用保守は現ネットワーク構築業者が行っており、本システムの構築に伴い、庁舎間等のネットワーク設定変更が必要な場合は当該事業者を確認を行うこと。その際に費用が生じた場合は、該当する事業体が当該事業者に対して別途発注を行うものとする。

	佐賀東部水道企業団	佐賀市上下水道局
ネットワーク配置箇所 (利用するための拠点)	佐賀東部水道企業団本庁舎	佐賀市上下水道局本庁舎
通信速度	本庁舎内LAN:1000Mbps 出先LAN:100Mbps	本庁舎内LAN:1000Mbps 出先LAN:1000Mbps
現ネットワーク構築業者	(株)BCC	(株)BCC (株)佐賀電算センター

## 10 動作環境

- (1) Windows10以降の OS に対応すること。また、両事業体が使用するプリンタ等の機器に対応すること。
  - (2) ブラウザは Microsoft Edge 以降に対応すること。
- ※OS及びブラウザは今後リリースされるバージョンにも適宜対応し、長期にわたって利用できるシステムであり、複数のバージョンの混在が可能であること。

(3) 検針用ハンディターミナル、OCR、クライアントパソコン及びプリンタは、インターネットに接続されたネットワークに接続されている機器を使用すること。

※検針用機器を変更しても本システムが利用できるように、スマホ・タブレットによる検針にも対応できること。

<機器の概要>

	佐賀東部水道企業団	佐賀市上下水道局
①検針用ハンディターミナル	CANON HANDY TERMINAL PREA GT-31: 30 台	CANON HANDY TERMINAL PREA GT-31: 22 台
②OCR	NEC N6370E N6376-500A: 1 台	NEC N6370E N6376-500A: 1 台
③クライアントパソコン	○本庁舎 公営企業会計システムのみ 2階 16台 3階 28台 水道料金システムのみ 1階 5台 2階 1台 両システム併用 1階 10台	○本庁舎 公営企業会計システムのみ 80台 水道料金システムのみ 14台 両システム併用 102台
	○三養基営業所 公営企業会計システムのみ 6台 水道料金システムのみ 2台 両システム併用 6台	○市役所 公営企業会計システムのみ 1台 水道料金システムのみ 1台
	○北茂安浄水場 公営企業会計システムのみ 6台	○大和支所 水道料金システムのみ 1台
	○佐賀市上下水道局、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町の各下水道担当窓口 水道料金システムのみ 各1台 計5台	○北部建設事務所、南部建設事務所、衛生センター 公営企業会計システムのみ 各1台 計3台
④プリンタ	ア)富士フイルムビジネスイン バージョン 型番:DocuCentre-VII C3372PFS、5573PFS	ア)高速プリンタ NEC 型番:PR-L4700

	イ) NEC 型番: 8450N  ウ) 高速プリンタ NEC 型番: PR-L4700	イ) 通常プリンタ リコー 型番: P6010
--	---	----------------------------

## 11 データセンター

データセンターは、本業務の受注者が確保し、本システムを安定して稼働する環境が確保できるものとし、立地、建物及び設備運用等については、次に示す要件を満たしていること。

- ① 地震や津波・水害の発生しやすい地域を避けたところに立地していること。また、耐震、耐火、防水、防塵等の対策がなされていること。
- ② 震度6強の地震に耐え得る基礎耐震構造若しくは基礎免震構造であること。
- ③ プライバシーマークの認証を取得していること。
- ④ 地方自治体での利用実績があること。
- ⑤ 本業務では、クラウドシステムをデータセンターに設置し、使用する回線は民間回線等を使用し、十分なセキュリティを確保するものとする。民間回線等を使用する回線敷設工事費用、回線利用料(60 月分)は見積に含めること。
- ⑥ 両事業体とデータセンター間の回線障害に備えて、回線は主・副の 2 本での運用とすること。
- ⑦ 何れもシステムがストレスなく稼働する接続環境を整えること。
- ⑧ 災害時にも業務を継続できるよう、システムを導入しているデータセンター内及び他のデータセンターにデータをバックアップする仕組みを備えていること。
- ⑨ システムのバックアップデータは、最低 7 日間保持し、障害に備えること。
- ⑩ クライアントパソコンの OS のバージョンアップ等に対応できること。

## 12 セキュリティ要件

- (1) セキュリティ上の脆弱性やその他システムの安定稼働に影響を及ぼす不具合などが生じた場合には、システム本体に対する影響の有無や対応の要否を含めて情報提供を行うこと。また、脆弱性を解消するためのセキュリティ更新プログラムが発表された場合には、サーバーに対する適用の可否を検証し、両事業体に報告すること。
- (2) データセンター設備については、ウイルス対策を使用するとともに、ファイヤーウォールを設置する等、コンピューターウイルスの侵入等を防止する対策に万全を期すること。  
本業務に携わる社員に対しては、個人情報の取扱いを含むセキュリティ教育を実施し、情報セキュリティ保持に関する意識の徹底を図ること。
- (3) クライアントパソコンは既存のウイルス対策を使用するものとする。

### 13 履行期間満了等の業務の引継ぎ

#### (1) 履行期間満了時の業務の引継ぎ

本契約の履行期間の満了時以降も両事業体が業務を継続できるように、受注者は誠意を持って協力し、次期システムの本業務稼働に必要なデータを提供するために必要となる業務一式の経費も積算し含めること。

受注者は、提供データに関する資料等(ファイルレイアウト、コード定義書、ファイル関連表、件数表等)についても、適宜契約期間中のシステム運用の変更を反映した最新版を両事業体(次期システムの受注者)に提供すること。

#### (2) 履行期間内解約、業務破綻時の業務の引継ぎ

本契約の履行期間内における全部もしくは一部の解除、業務破綻時またはその他契約の終了事由の如何を問わず本業務が終了する場合においても、両事業体が業務を継続して遂行できるように、受注者は誠意を持って協力すること。

### 14 納入

(1) 受注者は、本システムを両事業体が利用できるよう構築・設定して、両事業者に対して納入すること。

(2) 本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

### 15 その他

#### (1) 資料等の提供及び返還

① 両事業体は受注者に対し、本業務に必要な資料、機器及び設備等(以下「資料等」という。)の開示、貸与等を行うものとする。

② 受注者は、両事業体から提供を受けた資料等を善良なる管理者の注意義務をもって管理する。

③ 資料等の提供にかかる費用は、受注者が負担する。

#### (2) 業務における情報、資料等の取扱

① 受注者は本業務に伴い取得した情報、資料等を搬送する時は、施錠された鞆等を用いるとともに、保管に際しては施錠可能な保管庫に施錠して保管する等、情報の漏えい、き損、紛失又は盗難等が発生しないよう厳重に管理しなければならない。

② 受注者は、本業務に伴い取得した情報、資料等の漏えい、き損、紛失又は盗難等の損害が発生した場合は、直ちにその旨を両事業体に報告し、両事業体の指示に従い必要な措置を講じなければならない。

③ 受注者は、両事業体の承認を得ず第三者へ本業務に伴い取得した情報、資料等を提供、契約目的外の利用、複写又は廃棄等を行ってはならない。

④ ①から③までは、契約期間の終了後又は契約解除後においても同様とする。

- ⑤ 受注者は、本業務に伴い取得した情報(貸与資料等及び複写したものを含む。)について、目的が達成された時は、直ちに発注者に返却しなければならない。ただし、両事業体が廃棄方法等を指定した上で、返却不要の旨を指示したものを除く。

### (3) 提出物

以下のものを成果物として各二部ずつ納品すること。また、マニュアル類と設計資料については、電子ファイルと紙媒体にて提出すること。

- ① プロジェクト計画書(契約締結日より2週間以内)
- ② プロジェクト実施体制図(構築業務については、契約締結日より2週間以内、保守運用業務については、構築業務完了時)
- ③ 操作マニュアル、運用マニュアル(構築業務完了時)
- ④ システム稼働状況報告書(保守運用期間中は四半期毎に両事業体合同の定例会を実施するものとし、報告書を提出すること。)
  - ・打合せ資料、議事録、障害報告書、保守作業報告書
- ⑤ カスタマイズ設計図(構築業務完了時)
- ⑥ テーブル定義書(構築業務完了時、データ抽出に必要となるもの全て)
- ⑦ 両事業体の費用負担構成を明確にした積算内訳書(構築業務完了時)

### (4) 提出場所

佐賀東部水道企業団総務課企画係

### (5) 検収

- ① 発注者の命じた検査員は、本仕様書及びこれらに関連する文書等と本システムが合致するか否かを検査するものとする。
- ② 発注者は、本システムが前項の検査に合格しない場合、修正を求めるものとし、受注者は、協議の上定めた期限内に無償で修正して納入し、発注者は必要となる範囲で、所定の検査を再度行うものとする。
- ③ 検査の合格をもって、本システム構築業務の検収完了とする。
- ④ 検査以外にも、履行の確保のため発注者が必要と判断した場合は、確認検査を実施することがある。
- ⑤ 受注者は、発注者から成果物等についての説明及び資料提出を求められた場合は、速やかに応じるものとする。

### (6) 特許権等の帰属

- ① 本業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等(以下「発明等」という。)に係る特許権その他の知的財産権(特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。)、ノウハウ等に関する権利(以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。)は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。
- ② 受注者は、①に基づき特許権等を保有することとなる場合、発注者に対し、発注者が本契約に基づき本システムを使用するのに必要な範囲について、実施権を許諾する

ものとする。なお、係る許諾の対価は、本システムの運用保守費用に含まれるものとする。

(7) 著作権の帰属

- ① 本業務遂行の過程で生じた著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、両事業体又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、受注者に帰属するものとする。
- ② 受注者は、本システムに係る著作物のうち自己が著作権を持つもの及び①に従って自己に帰属するものについて、発注者に対し、発注者が本システムを本契約の条件に従って利用できるように利用権を許諾し、これについて著作者人格権を行使しない。なお、係る許諾の対価は、本システムの運用保守費用に含まれるものとする。

(8) 許諾された実施権・利用権の一部譲渡

発注者は費用負担に応じ、本システムを共同運用するため、発注者が許諾された実施権及び利用権の一部を佐賀市上下水道局に譲渡するものとし、佐賀市上下水道局が本システムを使用することに係る実施権・利用権の許諾の対価は、本システムの運用保守費用に含まれるものとする。

(9) 使用する言語

本業務にて、使用する言語は日本語とする。

(10) 疑義の決定

本仕様書記載事項、その他について疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い発注者及び受注者で協議して定めるものとする。

## 16 照会先

本仕様書及びその他添付書面等の内容に関する照会先は、佐賀東部水道企業団総務課企画係とする。